様式第１号別紙（第５条関係）

医療・福祉職子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　医療・福祉職子育て世帯移住支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県知事及び田舎館村長から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業実施要領に基づき、支援金の全額、半額又は４分の１相当を返還します。

（１）全額

①　虚偽の申請等が判明した場合

②　支援金の申請日から３年未満に田舎館村から青森県外に転出した場合（田舎館村から青森県内の他市町村に転出し、その後青森県外に転出した場合を含む。）

③　支援金の要件を満たす養成機関を卒業できなかった場合

④　支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から１年以内に事業対象資格の取得に至らなかった場合

　　　⑤　その他知事及び村長が全額の返還が適当であると認めた場合

　（２）半額

①　申請日から３年以上５年以内に田舎館村から青森県外に転出した場合（田舎館村から青森県内の他市町村に転出し、その後青森県外に転出した場合を含む。）

②　支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から１年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業しなかった場合

③　支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から１年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、就業後１年以内に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合

④　その他知事及び村長が半額の返還が適当であると認めた場合

（３）４分の１相当の返還

①　支援金の要件を満たす養成機関を卒業し、事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、１年以内に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合

　　　②　その他知事及び村長が４分の１相当の返還が適当であると認めた場合

３　２に該当しないことを証明するため、村長の求めに応じて以下の書類を村長に提出します。

　（１）在学証明書（就業した場合は、就業証明書（様式第２号））

　　※就業先が変更となる場合は、その都度提出すること。

　（２）現住所がわかる書類（現住所が記載されている住民票、税金や公共料金の納入通知書の写しなど）

４　２に該当した場合は、速やかに村長に報告します。

--------------------------------------------------------------------------------------

医療・福祉職子育て世帯移住支援事業に係る個人情報の取扱い

　青森県及び田舎館村は、医療・福祉職子育て世帯移住支援金の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年５月30日法律第57号）の規定及び関係法令に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、青森県及び田舎館村は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、申請年度以降も、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。